

広報

麻生

平成3年1月15日

No.434

'91 1



今年の決意を書き初めに
(麻生一中)



麻生町民憲章

- 歴史を大切にし、文化を高め
明るい町をつくりましょう。
- 自然に親しみ、
水と緑の美しい町をつくりましょう。
- きまりを守り、
ふれあいのある町をつくりましょう。
- 健康で働き、豊かな町をつくりましょう。
- 地域活動に進んで参加し、
住みよい町をつくりましょう。

主な内容

- 年頭あいさつ.....P 2
- 第四回定例議会.....P3~4
- 町のミニニュース.....P 5
- 町税だより.....P11~14

活力あるまちづくり 人づくりを



麻生町長
小沼 幸藏

町民の皆様、新年おめでとうございます。平成三年の新春を迎え、皆様方のご健勝を心よりお祝い申し上げます。さて、麻生町としても国内外の厳しい状況に対応しながらきたるべき二十一世紀に向けた活力あるまちづくり、人づくりのため、また町民が真に求めているものをとらえ、たくましく生きる水辺の里の実現に向けまして、まい進していきたいと考えています。本年も、効率的な行財政運営を基本に、麻生一中の改築歴史館、町民体育館の建設等

学校および社会教育施設の充実、住民生活に密着した道路交通網、上下水道の整備、継続事業である水辺の里まちづくり事業、無線放送施設の整備、そして工業団地の促進等を図っていききたいと思えます。また、町の基幹産業である農業関係においては、農業経営安定、生産基盤の整備のため諸施設を推進して振興をはかつてまいります。

永年の懸案事項でありました庁舎の増築、行方縦貫道路北浦大橋の建設も本格的に軌道にのりましたが、引き続き

早期完成を目指して努力して参りたいと思います。

私も、皆様のご支援を頂き就任して二十四年目を迎えました。この間円滑に町政を運営して参ることができましたのも、町民の皆様の深いご理解とご協力の賜であるところから感謝申し上げます。

最後になりましたが、新しい年を迎え、皆様の益々のご健勝とご繁栄をお祈り申し上げます。今年頭のご挨拶といたします。

行政とともに

町民生活安定を



麻生町議会議長
新橋 恒政

謹んで新春のご喜び申し上げます。輝かしい平成三年の年頭にあたり議会を代表し町民の皆様方のご健康とご発展を心からお祝い申し上げます。日頃から町政に対する暖かいご理解と絶大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。お陰をもちまして昨年も着実に発展の基盤を固めてまいりましたが、ここに新年を迎え本町の一段の躍進を期待するものであります。

ところでいま我が国をとりまく情勢は内外ともに大変厳しい時を迎えており、外にお

いては依然として平和的解決の糸口がつかめない中東湾岸危機など不安定な国際情勢、また流動的な経済情勢など外交や経済の諸問題をかかえ、内においては相変らずの円高為替相場、農産物の輸入自由化等私たち国民の生活に直接影響のある大変重要な問題が山積し、その対策に苦慮しているところでもあります。

こうしたなかで国の財政再建問題等による補助金の大幅削減等地方自治体をとりまく環境も年々その厳しさを増し今後更に深刻化してくるもの

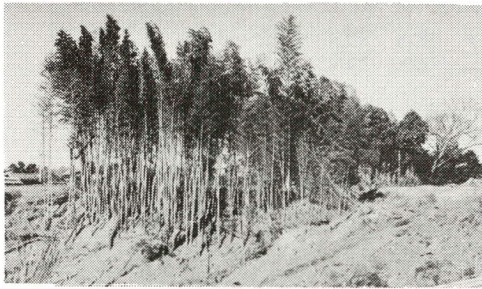
と思われまします。このような時こそ私共議会は、町執行部と一体となつて町民生活安定のため更に創意工夫を重ね、多様化する皆様方のニーズを的確にとらえ、生活に密着した行財政の運営にあたり皆様方のご期待にこたえるよう決意を新たにしているところでありまします。

どうか本年も相変らぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

第四回定例議会

平成元年度の各会計決算を認定

一般会計歳出は **40億8687万円**に



町民体育館の建設予定地

麻生町議会第四回定例会が十二月十七、十八日の両日開催されました。議会には平成元年度の各会計予算の決算など議案十件の議案が提出されすべて原案どおり議決されました。また、決議一件が決議されました。

〔議案第五十六号〕

麻生町民体育館敷地造成工事請負契約の締結について

この請負契約を締結するにあたり、町条例の規定により議会の議決を求めたものです。

○契約方法 指名競争入札

○契約金額 五千五百五十二

千四百円

○契約の相手方

住所 麻生町大字新宮七四

氏名 五
藤崎建設工業(株)
代表取締役
藤崎 勉

○工事の概要

・工事場所 大字南地内

敷地造成面積 九千三百七十七平方m

〔議案第五十七号〕

土地改良事業の施行について

新原地区、四鹿地区に団体営農道整備事業を施行するにあたり、議会の議決を求めたものです。

〔議案第五十八号〕

教育委員会委員の任命について

教育委員の谷田川仙知氏(大字矢幡五六番地 六十歳)が、平成二年十二月十五日で任期満了となったため、同氏を再任するにあたり議会の同意を求めたものです。

教育委員に再任された

谷田川仙知さん



平成元年度の会計別決算状況

	区 分	予 算 現 額	決 算 額	対前年度伸率	執 行 率
一般会計	歳 入	4,250,168 千円	4,266,404 千円	14.5 %	100.4 %
	歳 出	4,250,168	4,086,879	14.8	96.2
	繰 越 金		179,525	8.3	
国 保 特別会計	歳 入	1,314,312	1,260,334	△ 3.9	95.9
	歳 出	1,314,312	1,195,886	△ 3.5	91.0
	繰 越 金		64,448	△ 10.5	
老人保健特別会計	歳 入	916,913	877,902	7.4	95.7
	歳 出	916,913	816,017	5.5	89.0
	繰 越 金		61,885	38.8	
下水道特別会計	歳 入	87,825	87,824	67.3	100.0
	歳 出	87,825	87,220	67.9	99.3
	繰 越 金		604	9.0	
公平委員会特別会計	歳 入	292	354	5.7	121.2
	歳 出	292	253	18.8	86.6
	繰 越 金		101	△ 17.2	

〔議案第五十九号〕議案第六十三号〕

平成元年度の麻生町一般会計及び各特別会計の決算認定について

決算額等につきましては、前頁の会計別決算状況を参照してください。

〔議案第六十四号〕

平成二年度麻生町一般会計補正予算（第六号）

歳入歳出予算に六千二百六十一万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ四十九億六千二百三十九万四千円としたものです。

〔議案第六十五号〕

平成二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

歳入歳出予算に七百七十八万四千円を追加し、歳入歳出それぞれ十二億二千八百二十四万八千円としたものです。

〔決議第一号〕

北方領土の早期返還に関する決議について

平成元年度の主な事業

－議会費・総務費－

・大和支所解体工事	150万円
・無線放送施設設置事業	5257万円
・交通安全対策事業（カーブミラー等）	144万円
・衆議院議員選挙費	646万円

－民生費－

・町社会福祉協議会補助金	311万円
・老人と子どものふれあい事業	47万円
・国保特別会計繰出金	2988万円
・老人保健特別会計繰出金	4346万円

－衛生費－

・健康まつり	43万円
・合併浄化槽設置事業	2450万円

－負担金

・麻生町外2ヶ町村美化センター負担金	6660万円
・水道事業会計運営補助金	8312万円

－農林水産業費－

・水田農業確立対策費	5161万円
・農村集落センター整備事業	1256万円
・土地利用型大規模経営育成事業	1110万円
・新農業構造改善事業	1億3775万円



石神地区に建設された集落センター

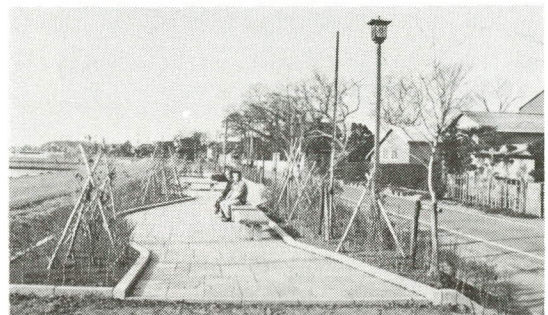
－商工費－

・町商工会補助金	438万円
----------	-------

－土木費－

・臨時地方道整備事業費	1億825万円
-------------	---------

・道路新設改良費	9534万円
・水辺の里まちづくり事業	2537万円



富田地区の湖畔ふれあいの道

・下水道特別会計繰出金	3420万円
・市街地整備基本計画委託料	597万円

－消防費－

・鹿行広域消防負担金	1億2026万円
・小型動力ポンプ購入（4台）	351万円

－教育費－

・太田小徒渉プール工事	1668万円
・大和二幼改築事業	9659万円
・ふるさと創生基金	8050万円
・於下貝塚発掘調査	930万円
・中学校パソコン購入	205万円

－公債費－

・長期債元金・利子償還	2億3669万円
-------------	----------



大和二幼の新園舎

麻生一中男子ハンド部が

関東大会に出場！

麻生第一中学校男子ハンドボール部（監督黒石先生）は去る十二月十六日に行われた関東大会の二次予選において勝ち進み、見事茨城県代表として関東大会への出場を獲得しました。

関東大会は、一月四日から東京の中央大学体育館で開催され、麻生一中は、予選リーグの一回戦で、栃木県代表の栃木南中に8対5で勝っています。



麻生一中男子ハンドボール部

太田サッカー少年団



太田サッカー少年団 県大会で大健闘

さる11月、第17回茨城県サッカースポーツ少年団大会が守谷町で開催されました。

大会には、64チームが参加、麻生町からは太田小学校の5・6年生で構成された太田サッカー少年団（監督坂上先生）が出場し、3回戦まで勝ち進み、鹿行地区から参加した13チームの中で唯一、ベスト16に残る大活躍でした。

行方少年剣友会が 創立20周年

行方少年剣友会が、創立二十周年を迎え、その記念式典が十二月九日行方小学校体育館で開催されました。

行方少年剣友会は、昭和四十六年行方地区の有志のかたがたの尽力により、地域青少年の健全育成を目的に、他地区に先がけて創設されました。以来、三百人余りの豆剣士

たちが、剣道を通して礼儀作法、健康な体力づくりに励んできました。また、各種大会でも立派な成績を残しています。

記念式典では、最後に、五名の先生の指導のもと、現在の会員によって、日頃の練習成果が披露されました。（写真下）





行方小5年 川嶋ゆう子さんの作品

町長選挙の日程

投票日は2月17日(日)

告示日 2月12日(火)

任期満了に伴う麻生町長選挙は、二月十二日告示、十七日に投票、即日開票（開票所は、麻生町公民館体育室を予定。）と決まりました。棄権をせずに必ず投票しましょう。

◎投票できる人

(1) 麻生町に住所を有する年令二十歳以上の日本国民である者（昭和四十六年二月十八日までに生まれた者）

(2) 二月十一日までに引き続き三ヶ月以上麻生町に住み住民基本台帳に登録されている者（平成二年十一月十一日までに転入届出をした者）

※ 年令要件は投票日から、住所要件は、選挙人名簿登録の基進日（告示日の前日二月十一日）から算定します。

(3) 欠格事項に該当しないこと（禁治産者・選挙犯罪者等）

◎立候補を予定している方へ
町の選挙管理委員会（選管）では、立候補予定者の説明会を二月初旬に予定しています。立候補を予定する方は、一月下旬までに、選管までお問い合わせ下さい。

◎不在者投票とは

選挙は有権者が投票所に行つて投票することが原則です。

しかし、投票日当日、旅行や入院・仕事など、やむを得ない事情によって投票所へ行けない場合は、あらかじめ投票することが出来ます。

期 間 二月十二日(火)から
二月十六日(土)まで

時 間 午前八時半から
午後五時まで

場 所 役場総務課窓口

※ 印かんと入場券を持参して下さい。

また、不在者投票ができる施設として指定されている病院・老人ホーム等にいる人はその施設の中で投票できます。

◎郵便投票とは

重度身体障害や戦傷病等で自宅に寝たきりである方は郵便による不在者投票ができます。詳しくは（手続きがありますので早めに）選管へお問い合わせ下さい。

◎代理投票とは

身体障害等のため、自ら字が書けない人には、自分の投票したい人の名前を代って書いてもらえる制度があります。この場合でも、代って書いた人は、投票の秘密を守る義務が課せられますので安心して投票することが出来ます。

◎点字投票

目の不自由な人は、点字による投票ができます。

県駅伝大会

麻生ロイヤルズが

8位入賞

茨城県スポーツ少年団スポーツ大会駅伝競走大会が、さる十二月九日、那珂町の笠松運動公園内で行われ、麻生町から麻生小の五・六年生で構成された麻生ロイヤルズが出場しました。

大会は、六区間（一区間約一・三km）で競われ、麻生ロイヤルズは参加百七十七チーム中八位の好成績をおさめ、表彰を受けました。

大川さんが

優秀賞

県トラクター

技術競技大会

平成2年度茨城県トラクター利用技術競技大会が十二月三日、茨城町の県立農業大学で開催されました。麻生町から大川実さん（大字小牧）がロータリー耕の部に出場し、優秀賞を受賞しました。

こんにちには保健婦です

⑩

保温・暖房のくふうを

日本の冬が、その物理的温
度よりも、実感として寒いのは、
風が強いせいです。また
大陸から寒気が襲来するため
風ばかりでなく、湿度がさが
って乾燥注意報などがでます。
こんな時は、からだも一段と
寒く感じて冷えやすいのです。
こうした時期に健康を守る
ためには、なんといっても保
温することです。

寒さは、皮膚の血流をわる
くし、カサカサの肌あれや、
ひび切れになるばかりでなく
とくに高血圧、脳卒中、心臓
病、腎臓病などの循環器病を
悪化させます。

・室内暖房の適温は
居室の適温は、年齢によっ
て変わります。元気な子ども
なら18℃20度、お年寄りなら
22℃24度程度、その中間年代
なら20℃22度くらいが適温で
す。しかし、同じ部屋を家族
全員に適するような温度にす
るためには、中間の20℃22度
を標準とし、お年寄りはセー



ターを一枚厚着し、元気な子
どもはシャツ一枚程度を薄く
すれば合理的です。体質的に
寒さに弱い人なら、年齢に関
係なく2度くらいアップした
方がよいでしょう。

・室内に適度の湿気を

寒気とともに異常乾燥がつ
づくときは、暖房と一緒に加
湿機を使うか、湿気を立てる
工夫をして、室内の湿度を高
めるようにしたいものです。
異常乾燥がつづく、皮膚だ
けでなく、鼻やのど、気管な
どの粘膜の抵抗力に悪影響を
あたえ、かぜや気管支炎の原
因ともなります。

・トイレにも暖房を

お年寄りや高血圧の人がい

る家庭では、居間だけでなく
トイレや脱衣所の暖房も考え
ましょう。

暖かい居間から、冷えきつ
たトイレに行き、寒気から
ださがらされると、血圧は急
上昇し、脳卒中、心臓発作な
ど危険性が生じます。小さな
電気ストーブや暖房便座など
工夫して暖房を心がけまし
ょう。

・暖かい衣服のコツ

①衣服の保温効果を高めるに
は、厚さよりも空気を上手に
着ることです。つまり空気を
気泡状に閉じ込めて着るわけ
で、羊毛が暖かいのも、その
縮れた繊維の間に多くの気泡
状の空気層ができるからです。
軽くふつくらとしたものを着
ます。

②えり、そで、足もとなどの
開口部を小さくし、ゆったり
したものを着て、厚手のもの
1枚よりも、薄手のものを重
ね着します。下着は木綿、薄
手のメリヤスがよいでしょう。
その上に毛糸や化繊のものを
着ますが、戸外着は気密に織
った生地にします。

③背中、お腹、腰、腕、もも
など、からだの要所を重点的
に保温しましょう。

・お風呂

入浴は、からだを清潔にす

るほか、全身を暖めて血液の
循環をよくし、疲労を回復さ
せます。

とくに自然の草木や、果実
などを利用したくすり湯は、
保温などの効果を強めるので
かぜの予防にもなりますし、
ちよつと温泉気分も味わうこ
とができます。



・ゆず湯

ゆずをそのまま浴槽に浮か
べただけでも、ゆずの皮から
にじみ出る植物油と、酸とが
皮膚の血液循環を誘って保温
美容効果だけでなく、心もく
つろぎます。ゆずの代りにみ
かんの皮を使うのもよいでし
ょう。

・しょうが湯

一般には、ひねしょうがを
おろし、そのしぼり汁をカッ
プ半分程度、浴槽に入れます。
皮膚の血のめぐりをよくする
ので、保温やかぜの予防に有
効です。

お知らせ

国の進学ローン

●四月に進学されるお子様を
お持ちの方にお進めします。
●ご利用いただける方
高校、高等専門学校、短
大、大学、専修学校、大学
院に進学される方の保護者

●融資額

一進学者あたり一〇〇万
円以円

●返済期間

大学等六年以内、高校、
短大、専門学校等五年以内
(交通遺児家庭および母子
家庭の方は一年延長可)

●利率

年八・三％(固定)

●保障

進学資金融資保証基金ま
たは保証人(一名以上)

●返済方法

毎月元利均等返済(ポー
ナス払、ステップ返済の併
用可能)

◎詳しくは、国民金融公庫土
浦支店(☎〇二九八〇四一四
一)へお問い合わせください。

税務署からのお知らせ

還付申告の 説明会を開催

と き 2月6日(水)
ところ 麻生町公民館

- ※ 相談の受付は午前9時30分～10時と
午後1時30分～2時です。
税理士会潮来支部の税理士が説明します。
- 2月16日からの確定申告会場は大変混雑しますので、次の方は上記説明会場で申告をして下さい。
 - 説明を聞きながら、ご自分で申告書を作成し、提出していただきます。
 - この説明会で申告した方の還付金は、2月中に還付する予定です。

◎当日必ず持参していただくもの

- (1) 医療費控除をされる方
 - イ、2年分源泉徴収票（年税額のあるもの）
 - ロ、医療費の領収書（1年分を合計してきて下さい。）
 - ハ、保険等で補てんされた金額を調べてきて下さい。
 - (2) 住宅取得等特別控除をされる方
 - イ、2年分源泉徴収票（年税額のあるもの）
 - ロ、住民票
 - ハ、家屋の登記簿謄本もしくは抄本
 - ニ、売買契約書や請負契約書等で建物の取得価格のわかる書類
 - ホ、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ※ 増改築で控除をうける方はイ～ホの他に必要書類があります。
- (3) 年金受給者で申告される方
 - イ、2年分公的年金等の源泉徴収票
 - ロ、生命保険料、損害保険料の支払証明書
 - ハ、他に給与、配当等の所得のある方は、その関係書類（源泉徴収票、支払調書等）

◎上記のほか、全員に持参していただくもの

- イ、印章
- ロ、ボールペン
- ハ、電卓などの計算用具
- 二、還付税額を振込む際の預金口座番号

※ お問い合わせは潮来税務署（☎6931）へ

県農業基本調査に

ご協力ください

茨城県では、二月一日を調査期日として「平成三年茨城県農業基本調査」を実施します。この調査は、県統計調査条例に基づき、本県農業の実態を把握し、農業経営の改善と農業行政諸施策を推進するための基礎資料を得るうえで重要な調査です。調査票に記入された内容は、統計資料作成

には、一月下旬に調査員が訪問のうえ、調査票を配布し、二月上旬に回収に伺います。麻生町統計調査員（敬称略）

◎麻生地区

志村健四郎 杉山好弘
浜田孝造 高崎政秋
橋本康勝 山本龍雄

◎大和地区

直井末夫 羽生忠平
小沢高之 箕輪芳作
海老沢昭雄

◎太田地区

石川健三郎 石神健男
門井昭壽 立原易
新堀義春 永作衛
石川健三郎 坂本弘治

◎行方地区

岩倉市郎 内山操
瀬尾恒夫 野川栄
東山正二 坂本正
水海洋 永作信雄
高柳李之助 久保田猛
河須崎良益 根本繁
阿部雅男 額賀喜一
藤崎善衛 藤崎勇昭

◎小高地区

菅谷正雄 植田五郎
大里幹夫 大野正

◎柏葉地区

阿部重夫 藤崎仙一
根本茂 大槻健吾
小沼重治 関川省司
川尻清 高柳金平
戸島辰雄 金田金平

岡野茂 前川信儀 宮内進 棚谷晃三 永峰三男 茂木宗平
小牧均 額賀一男 川尻健治 信太均 宗一

人権相談のお知らせ

と き 1月29日(火)
午前10時～午後3時
ところ 麻生町公民館
近隣のいやがらせや、家族間の不和など。相談は無料で秘密は守られます。

ねんきん通信

障害基礎年金について

Q 私は20歳よりずっと国民年金に加
入していますが、万一、私が障害者
となった場合、障害基礎年金はいくらぐ
らいもらえるのでしょうか。

A 障害基礎年金は、国民年金の被保
険者が、1級または2級の障害の状
態になったときに支給されます。

また、その際の年金額は定額となっ
ており、2級の障害の状態である場合
は、68万1300円、1級の障害の状態である場
合については、2級の障害年金の額の1.
25倍に相当する額、85万1600円となっ
ています。

一方、受給権者がその権利を取得した
当時、その者によって生計を維持されて
いる18歳未満の子、または20歳未満であ
って障害等級の1級、2級の障害の状態
にある子がいるときは、2人目まで1人
につき19万6400円が、3人目から1人増
すごとに6万5500円を加えた額が加算さ
れることになります。

Q 私の息子は、高校生のときのけが
により障害者になってしまいました。
最近、息子が20歳になると障害基礎年金
が支給されると聞きました。

息子はどんな年金制度にも加入してい
ないのですが、支給されるのでしょうか。

A 従来の国民年金では、加入中の傷
害年金は支給されず、20歳未満の障害
については、20歳に達した時から拠出制
の障害年金（国民年金）の2分の1程度
の水準の障害福祉年金が支給されること
とされていました。

昭和61年4月から、初診日に20歳未満
であった方についても、その方が20歳に
達したときから障害基礎年金が支給され
ることになりました。従って、あなたのご
子息もこれに該当しますので20歳に達
したときから障害基礎年金が支給される
ことになります。

交通事故など第三者から傷
害をうけてお医者さんにかか
った場合でも、国保を使って
治療をうけることができます。
◎届け出をすること
交通事故にあつたらすぐに
警察に届けると同時に、国保
担当窓口にも届け出（第三者
行為による傷病届）をしなけ
ればなりません。届けがない
まま診療をうけようとした場
合「国保でかかれません」と

国保だより 交通事故にあつたら すぐに届け出を

言われることがありますので
注意しましょう。

◎医療費は加害者が負担

交通事故など第三者から傷
害をうけた場合、その医療費
は被害者に過失のない限り、
加害者が全額負担するのが原
則となっています。

したがって、保険診療した
場合においても加害者が負担
すべき医療費は、国保が一時
立て替えて支払うだけで、後

で国保がその医療費を被害者
になりかわって加害者に請求
することになります。

◎届け出に必要な書類
印かん、事故証明書
◎示談は慎重に
加害者と被害者の話し合い
がついて、示談を結んでしま
うと、その示談のとりきめの
内容が優先することになり、
示談の成立以後は、加害者に
請求ができなくなる場合があ
ります。

ですから、第三者から傷害
をうけた場合は、示談を結ぶ
前に必ず国保へ届け出下さい。
年末から年始にかけて、交
通事故が多発しています。く
れぐれもご注意ください。

職員の異動

◎新採（二月一日付）

総務課主事補高栖勉、保健
衛生課技手補内山順恵、給食
センター主事補菅谷知恵子、
同調理手小沼万里子、同運転
手大野秀喜、同運転手宮内敏
白帆、同接員箕輪富美子
◎異動（二月一日付）
（一）内は旧所属

【課長・係長】

白帆、同接員小倉博昭（総
務課総務係長）、総務課総務
係長矢口幹男（水道課施設係
長）、同管財係長高栖ヨネ子
（総務課主幹）、保健衛生課
国保係長瀬尾佳子（農業委員

会主幹）、水道課施設係長新
橋進（保健衛生課国保係長）
美化センター係長鬼沢忠雄（
総務課主幹）

【主幹・主事等】

総務課主事補坂本博之（給
食センター運転手）、企画財
政課主事森けい子（建設課主
事）、経済課主幹山野広志（
保健衛生課主幹）、税務課主
幹前野芳江（企画財政課主幹）
保健衛生課主事高野修一（福
祉年金課主事）、福祉年金課
主事高野裕（教育委員会主事）
建設課主事永尾和子（税務課
主事）、教育委員会主幹鶴田
和夫（経済課主幹）、農業委
員会主事補田谷聡（給食セン
ター運転手）

県政モニターを 募集します

県では、県民参加を進めるため、「県政モニター」を募集します。あなたも県政モニターになってみませんか。

1. 募集人員 32人
2. 応募資格 県内に居住する20歳以上の方。ただし、常勤の公務員や自治体の議会議員、国・県・町などの委嘱した他のモニターとなられている方は除かれます。
3. 任期 1年間
(平成3年4月～平成4年3月)
4. 申し込み締め切り日
2月28日(木) (当日消印有効)
5. 応募方法 「県政モニター申込書」に所定の事項を記入のうえ、茨城県知事公室広報課(〒310 水戸市三の丸1～5～38)へお申し込みください。
なお、「県政モニター申込書」は麻生町役場総務課、鹿行地方総合事務所または県庁広報課でお受け取り下さい。
6. モニターの仕事
 - ① 県の行政について、随時、意見や要望等を報告。
 - ② モニターアンケート調査への回答(年1回程度)
 - ③ モニター会議への出席(年3回程度)
7. 選考結果 3月末日までに決定され直接本人に通知されます。
8. その他 応募についての詳しいことは、鹿行地方総合事務所県民生活課(☎0291-3-4111)か県庁広報課(☎0292-24-9416)へお問い合わせ下さい。

麻生の文芸

俳句

短歌

煤払う道化面した夫愛し
 佗び住みの老いにし妻と煤払い
 世の風は父母逝きしあと冬の雨

鰯雲空をゆつくり流れゆく
 湖のはるかに浮かぶ筑波嶺
 支え合ふ齡となりてゆるゆると
 新たなる御代平成をゆく
 ソユーズの写す地球も飛行士の
 声も茶の間に吾を執ふる

波瀾残して去つてく馬と
 替る羊で明けの初春
 作る苦勞を味わいながら
 今日も楽しい俚謡の会
 緑染える大樹の蔭に
 燃える千両床の華

吉崎 鴨下 志村 深見 小沼 箕輪 平山 仲沢 金田
 芙美 透水 米子 義夫 芳江 登美 節子 正二 幸恵

戸籍の窓口

おめでとございます

柳町 圭佑 赤ちゃん 保護者 住
 小沼有紀奈 宏之 粗毛所
 永峯 史也 二 宏 達
 磯山 侑希 敏 二 宏 達
 新堀 雪乃 正 敏 二 宏 達
 内山 絵美 清 弘 司
 山野 絵理 一 貴 弘 司
 小牧 善弥 清 弘 司
 箕輪 善弥 清 弘 司
 飯島 寿人 清 弘 司
 永峰 彩子 清 弘 司
 箕輪 彩子 清 弘 司
 畑木 理美 清 弘 司
 額賀 恵介 清 弘 司

おくやみ申し上げます

亡くなった方々
 吉崎 たい 敏 世帯主
 小林 英夫 朋 子
 永作 市彌 一郎 夫
 箕輪 平七 和 定
 小峰 四郎 市 郎
 宮崎 一男 和 定
 根本 博康 宗 隆
 濱田 博康 宗 隆
 鬼沢 弘 直 好
 横田 弘 直 好
 野村 弘 直 好
 渋谷 弘 直 好
 宮内 弘 直 好

まちの人口

(1月1日現在)

総人口 17,780人
 男 8,789人
 女 8,991人
 世帯数 4,139世帯
 90年国勢調査による

1月の納税

町 県 民 税(4期)

国 民 年 金(10期)

役場は

第二・第四土曜日は

休みです

町税だより

住民税の申告について

申告期限は**3月15日**

◆申告をする必要のある人

市町村内に住所を有する人は、原則として、毎年3月15日までに申告書を賦課期日（1月1日）現在の住所所在地の市町村に提出していただくことになっています。

◆申告をする必要がない人

住民税の申告義務を有する人は、原則として市町村内に住所を有する人全員ですが、本人の申告をまたずに課税資料を他から得られる人及び課税資料の提出の必要がない人として、次に掲げる人は申告義務が免除されます。

- ① 前年中の所得が給与所得のみである人
- ② 前年中の所得がなかった人
- ③ 確定申告書を提出した人

◆事業主は給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、所得税の源泉徴収をする義務のあるものは、1月末日までに給与支払報告書を、給与の支払を受けている人の1月1日現在の住所所在の市町村長に提出しなければなりません。



潮来税務署管内で、中学生を対象に毎年行なわれる、税金に関する標語で、麻生町では次の2点が入選されました。

潮来税務署長賞

税金を 納めて見える 明るい未来 麻生中 斉藤 恵

麻生町長賞

つくれます 豊かな国土を あなたの税で 麻生一中 内山 裕子



税金についての相談はお気軽に

|||| 知っておきたい ||||

— 平成2年度税制改革のポイント —

① 寡婦、寡夫控除の適用の所得要件が引き上げられました。

寡婦、寡夫の場合には寡婦、寡夫控除が受けられます。しかしその該当要件として寡婦、寡夫となった原因、扶養者の有無、合計所得金額の3点があります。今回の法改正で、そのうちの合計所得金額について、限度額が500万円以下（改正前300万円以下）に引き上げられました。



② 損害保険料控除が新設されました。

これまで損害保険料控除は所得税にのみ認められていましたが、今回の改正で町県民税にも認められることになりました。該当する損害保険料には、火災保険料、傷害保険料、医療費用保険料などがあります。

次の金額が所得から控除されます。

短期損害保険料（10年未満）----- 2,000円
（限度額）

長期損害保険料（10年以上）-----10,000円
（限度額）

③ 公的年金等の雑所得を計算する際の控除額が引き上げられました。

公的年金等の雑所得の金額は、その収入金額から、公的年金等控除額を差し引いて計算しますが、今回の改正によりその控除額が引き上げられ、下の表のようになりました。

なお、この結果、公的年金等の雑所得の人の場合、配偶者控除、扶養控除の対象になるのは収入金額で65才以上175万円以下（改正前155万円以下）65才未満105万円以下（改正前95万円以下）となります。

＜公的年金等控除額＞

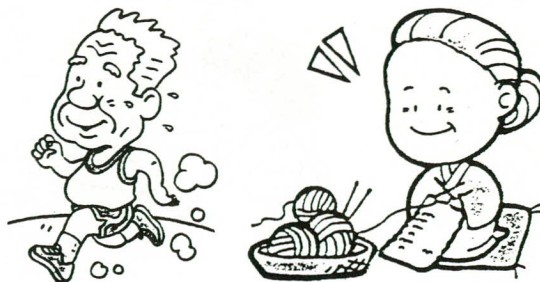
● 65歳未満の人

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
130万円以下	70万円
130万円超410万円以下	年金収入×25%+37.5万円
410万円超770万円以下	年金収入×15%+78.5万円
770万円超	年金収入×5%+155.5万円

● 65歳以上の人

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
260万円以下	140万円
260万円超460万円以下	年金収入×25%+75万円
460万円超820万円以下	年金収入×15%+121万円
820万円超	年金収入×5%+203万円

⑤ 65歳未満かどうかは、その年の12月31日の年齢によります。

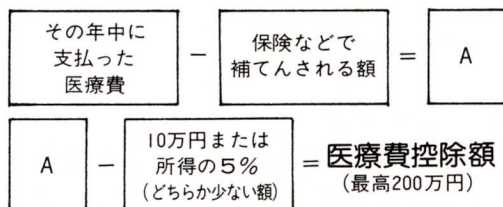


医療費控除

- ① 昨年、病気で多額の医療費を支払いました。医療費控除を受けたいのですが、どうすればよいのでしょうか。
- ② あなたや家族が、病気やけがなどのため昨年1年間に支払った費用は医療費控除として所得から差し引くことができます。領収書添付が原則ですので病院等からの領収書を持参して申告の際に医療費控除を受けて下さい。

◇◇◇一口メモ◇◇◇

給与所得のある方が医療費控除を受ける場合は源泉徴収票が必要です。



(注) 軽減される税額は、その人の所得の大きさにより異なります。

給与所得と農業所得の 合算申告

- ① 父が60才になって農業者年金の経営移譲年金を受給するようになりましたので、農業所得の申告を私がしなければなりません。私は会社に勤めていて、給与所得もあるので申告はどのようにするのでしょうか。
- ② 一般的にサラリーマンは年末調整によって所得税の納税が完了するので改めて申告する必要はありませんが、その他の所得のある方は申告をしなければなりません。あなたの場合、「平成2年分農業経営等明細書」を記入して事前に提出していただく必要があります。なお、申告時に給与所得の源泉徴収票を技参して下さい。

◇◇◇一口メモ◇◇◇

その他の所得を計算して20万円以内の場合は町県民税の申告となり、20万円以上の場合は所得税の確定申告となります。

還付申告

- ① 私は昨年の9月に結婚し会社を退職しました。退職後は所得がありませんが中途退職者なので年末調整などはしてありません。申告はどうしたらよいのでしょうか。
- ② 中途退職者は年末調整がしてありませんので納めすぎになっている所得税もありますし、生命保険料控除等もしてありません。還付を受けるための申告をすることがよいでしょう。

◇◇◇一口メモ◇◇◇

勤めていた会社から源泉徴収票を受け取って持参して下さい。



収入金課税

- ① 私は「レンコン」と「甘藷」を作って出荷しています。税務署より「平成2年分農業経営等明細書」という用紙が送付されてきました。記入して提出しなければならないのですか。
- ② 農業所得の計算では施設園芸や特殊田畑、露地栽培された野菜等については収入金額を基にして計算する「収入金課税方式」で所得を算出しております。あなたの場合も「レンコン」が特殊田畑に、「甘藷」が露地栽培された野菜等に該当しますので「平成2年分農業経営等明細書」に必要事項を記入して事前提出をしていただく事になります。なお、「平成2年分農業経営等明細書」は農業をしている方ばかりではなく、所有する農地を貸付している方についても提出をしていただいております。

◇◇◇一口メモ◇◇◇

「平成2年分農業経営等明細書」の用紙は役場に用意してあります。該当者で用紙がまだ送られていない方はご連絡下さい。

質問にお答えします

平成3年度 町県民税申告受付日程表

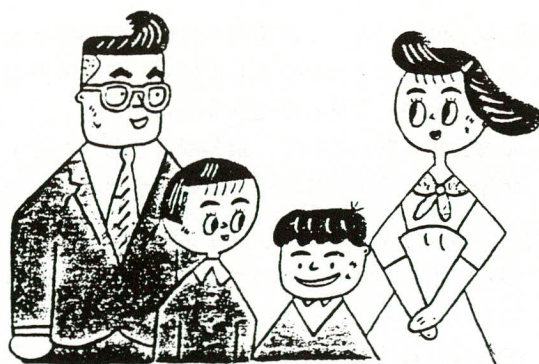
指 定 日	地 区 及 対 象	場 所
2月12日(火)	矢幡	太田公民館
2月13日(水)	石神・根小屋	〃
2月14日(木)	蔵川・岡・杉平	大和公民館
2月15日(金)	白浜・宇崎	〃
2月16日(土)	四鹿・板峰	〃
2月18日(月)	青沼・小牧・籠田	〃
2月19日(火)	新宮・天掛	〃
2月20日(水)	所 得 税 対 象	麻生町公民館
2月21日(木)	〃	〃
2月22日(金)	〃	〃
2月25日(月)	〃	〃
2月26日(火)	富田	〃
2月27日(水)	粗毛・玄通・蒲縄	〃
2月28日(木)	下渕・古宿・新田	〃
3月1日(金)	宿・田町・新原	〃
3月2日(土)	島並・南	小高公民館
3月6日(水)	橋門・小高・元方	〃
3月7日(木)	井貝・繕沢・谷	〃
3月8日(金)	於下・行方・藤井久保	行方公民館
3月11日(月)	今宿・船子・五町田	〃
3月12日(火)	指 大和 小高地区	麻生町公民館
3月13日(水)	定 麻生・太田 行方地区	〃
3月14日(木)	日 全 地 区	〃
3月15日(金)	外 〃	〃

※ 第2第4土曜日は休みとなります。

申告の際 持参していただくもの

- ① 平成3年度町県民税申告書
- ② 平成2年分所得税の確定申告書（対象者）
- ③ 印鑑
- ④ 健康保険証
- ⑤ 農業所得に関する資料等
 - (イ) 自作、小作、貸付、休耕地など耕作に関する資料
 - (ロ) 標準外経費の支払いを証する領収書
 - (ハ) 収支内訳書（収支申告を選択している方）
 - (ニ) 平成2年分農業経営等明細書（未提出の方）
- ⑥ 営業及びその他の事業に関する帳簿と資料等
- ⑦ 生命保険料支払領収書（証明書）
- ⑧ 医療費支払領収書
- ⑨ 平成2年分給与所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票
- ⑩ 火災保険料、傷害保険料等の支払領収書
- ⑪ その他申告に関する資料

※ 役場に給与支払報告書が届いている事業所もありますが、源泉徴収票は申告書に添付する必要がありますから必ず持参して下さい。



この社会 あなたの税が いている